

平成17事業年度
業務実績報告書

自 平成17年 4月 1日
至 平成18年 3月31日

独立行政法人 空港周辺整備機構

目 次

第1編 業務運営評価のための報告

I はじめに	3
II 業務運営に関する報告	
1. 中期目標の期間	4
2. 業務運営の効率化に関する事項	4
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する事項	12
4. 財務内容の改善に関する事項	29
5. その他業務運営に関する重要事項	32

第1編

業務運営評価のための報告

I はじめに

この報告書は、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針(平成14年2月1日、国土交通省独立行政法人評価委員会決定・平成16年2月23日、同委員会改定)に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構の平成17事業年度の業務運営評価のために作成したものである。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期目標等において中期目標期間における項目の目標が数値により設定されている場合とそれ以外の場合について、それぞれ次の形式で報告する。

《目標値が設定されている場合》

中期目標 大項目－中項目－小項目「タイトル」

中期計画 大項目－中項目－小項目「タイトル」

年度計画における目標値

①年度計画における目標値設定の考え方

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

《上記以外の場合》

中期目標 大項目－中項目－小項目「タイトル」

中期計画 大項目－中項目－小項目「タイトル」

年度計画における目標

①年度計画における目標設定の考え方

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

II 業務運営に関する報告

1. 中期目標の期間

平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間

2. 業務運営の効率化に関する事項

(中期目標)

1. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営の効率化

航空機騒音対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、業務運営の責任を明確化するために必要な体制を整備すること。

(中期計画)

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 組織運営の効率化

事務事業の効率化の観点から、独立行政法人化の時点で、大阪国際空港事業本部の経理部及び周辺整備推進室、代替地対策課、東京事務所を廃止し、民家防音第1課及び第2課を統合し民家防音課に再編する。

共同住宅の新規建設は廃止したが、既存住宅の維持管理業務は継続し、処分に関する業務が新たに生ずることから、共同住宅担当組織は従来どおりとする。

(年度計画)

1. 業務運営の効率化に関する年度計画

(1) 組織運営の効率化

さらなる事務事業の効率化の観点から大阪国際空港事業本部総務部管財調達課所掌の共同住宅事業の業務を事業第一部再開発事業課で分掌することとし、再開発事業課を固有事業課として再編する。

①年度計画における目標設定の考え方

航空機騒音対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、業務運営の責任を明確化するための体制整備を行う必要があることから、中期計画において独立行政法人移行時に組織運営の効率化を図るための組織再編を掲げ、平成15年度において既に実施したところである。

平成17年度においては、平成16年度に引き続き、さらに一層の円滑化を図るためのより良い組織体制をめざし、組織の再編をすることとした。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

【当該年度における取組み】

中期計画に掲げる組織運営の効率化を図るための組織体制は既に達成済みであるが、一層の業務の円滑化を図るためのよりよい組織体制をめざし、4月1日付で再開発事業課を固有事業課に改め、共同住宅事業の業務を集約した。

【資料1-1】 → ※空港周辺整備機構の組織・人員の新旧対照表

【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】

当面、現在の組織を基本としつつ、航空機騒音対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応できるよう各事業量に見合った要員配置などの体制の整備を目指すこととし、平成18年度においても、より効率的な業務遂行を図るため、総務部次長を廃止するとともに、経理課及び管財調達課を会計課に改め、調整課を廃止し移転補償事業を集約する計画である。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

大阪国際空港事業本部の固有事業業務を一元的に実施すべく固有事業課を設置したことにともない、大阪国際空港事業本部全体の収支状況を踏まえた事業実施が容易となった。

(中期目標)

(2)人材の活用

航空機騒音対策業務に必要な役職員を確保するとともに、組織を活性化すること。

(中期計画)

(2)人材の活用

機構組織全般について、国・府・県・市との人事交流を推進し、若い人材を任用するなどにより組織を活性化する。

(年度計画)

(2)人材の活用

若い人材を任用し、確実に組織の活性化が図られるよう、国・府・県・市の人事異動計画策定時期に綿密な調整・協議を引き続き行うとともに、業務の実情に応じた人材の確保に努める。

①年度計画における目標設定の考え方

空港周辺整備機構は、大阪国際空港事業本部のプロパー職員(7名)を除き、国・府・県・市の出向者で構成されているため、各関係機関の人事異動計画の策定に際し、機構の実情及び人事

方針を説明することにより、職員の若返りによる組織の活性化を図るとともに、業務に必要な知識と経験を有する人材の確保を図ることとした。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

【当該年度における取組み】

平成18年度の異動計画に当たり、平成17年9月～平成18年1月にかけて、国・府・県・市に若い人材及び業務に必要な知識と経験を有する者の派遣について調整・協議を行った結果、異動者について比較すれば約6歳(平均年齢)の若返りが図られた。

また、機構内における効率的な人事配置等を実施するための「派遣協定」の見直しも引き続き協議した。

【資料1-2】 → ※出身別・階級別の職員数及び平均年齢

【資料1-3】 → ※異動者の年齢・俸給月額の変動

【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】

次年度以降も若い人材を任用し、確実に組織の活性化が図られるよう、国・府・県・市の人事異動計画策定期間に綿密な調整・協議を引き続き行うとともに、機構内職員の配置換等を行うなど業務に必要な知識と経験を有する人材の活用を図る。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし

(中期目標)

(3)業務運営の効率化

① 代替地造成事業の効率化

代替地の保有区画数については、長期間保有することによる管理費累増等のリスクを回避するための措置を講ずること。

(中期計画)

(3)業務運営の効率化

① 代替地造成事業の効率化

イ 大阪については、代替地の保有区画数は1区画以内とする。必要に応じて一般処分も行うものとする。

また、今後取得する場合の代替地の保有期間は3年以内とする。

ロ 福岡については、代替地の保有区画数は2区画以内とする。必要に応じて一般処分も行うものとする。

また、今後取得する場合の代替地の保有期間は3年以内とする。

ハ 一般処分を行う場合は、ホームページへの掲載、地元広報誌等への情報提供を実施するとともに、自治体等の公共代替地への提供も行う。

(年度計画)

(3)業務運営の効率化

① 代替地造成事業の効率化

大阪及び福岡の両事業本部において、移転補償対象者のニーズを把握し、代替地の需要がある場合には適切に対応する。

また、現在保有している代替地については、需給動向を勘案のうえ、自治体等への優先譲渡のほか、必要に応じて一般処分を行う。

①年度計画における目標設定の考え方

代替地については、移転補償対象者のニーズを把握し、需要が見込めない場合は長期間保有することによる管理費等の負担増大のリスクを回避するため、所定の手続きを経て早期に一般処分することとした。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

【当該年度における取組み】

平成16年度末時点において、大阪国際空港事業本部の保有代替地はすでに処分を完了しており、福岡空港事業本部の保有代替地についても移転補償による代替地の需要がなかったことから、保有する3区画(香椎台2区画(541.43㎡)、空港前1区画(235.37㎡))すべての一般処分を行った。

【資料1-4】 → ※地区別・年度別代替地譲渡実績(福岡)

【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】

今後、移転補償対象者等から代替地取得の要望等があった場合は、民間の不動産情報を提供するなど適切に対応する。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

すべての保有代替地を処分できたことにより、保有代替地の長期保有による管理費増のリスクを回避することができ、業務の効率化が図られた。

(中期目標)

② 共同住宅

既存の共同住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、特殊法人等整理合理化計画(

平成13年12月19日閣議決定)に基づき早期に処分するため、空家の処分計画を策定し、処分に着手すること。

(中期計画)

② 共同住宅

- イ 採算性を検討し、現状及び見通しを公表する。
- ロ 熊野町住宅については、一棟処分に向けて入居者の移転を進める。
- ハ 戸別処分を行う小中島住宅については6戸以上を処分する。
- ニ 服部本町住宅の空家については、定期借家権を付入居資格者以外への賃貸の拡大を図っていくことにより、空室率を4%以下にする。
利倉西住宅(第1、第2、第3)については、定期借家権を付入居資格者以外への賃貸を拡大し、空室率を25%以下にする。

(年度計画)

② 共同住宅

- イ ホームページにおいて公表している採算性の現状及び見通しを必要に応じて更新する。
- ロ 熊野町住宅については、移転の対象となる入居者並びに関係市等と調整・協議を行うとともに、一棟処分に向けて入居者へのアンケート調査の手続きを進める。
また、処分実施における具体的な手法についての検討を進める。
- ハ 戸別処分を行う小中島住宅については2戸を処分する。
- ニ 服部本町住宅及び利倉西住宅(第1、第2、第3)については、定期借家権を付入居資格者以外への賃貸を実施する。賃借人の公募については、ホームページへ掲載するとともに、不動産業者へ業務委託する。
また、近隣の企業等への働きかけも実施する。

(年度計画における目標値)

小中島住宅の処分戸数: 2戸

①年度計画における目標値設定の考え方

中期計画に沿った共同住宅の処分を速やかに図るため、小中島住宅については、前年度計画と同じ2戸を処分することとした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

- ハ 小中島住宅の処分戸数 : 2戸
全棟一括処分 : 6棟291戸

【当該項目に関する取組み】

平成17年8月に共同住宅処分推進委員会を設置し、種々の検討を重ね、価格、売却条件等の情報収集及び最も良い条件となるように売却単位等の分析を精力的に行った結果、平成17年12月に全棟を一括して処分した。

【資料1-5】 → ※共同住宅の現況

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

「できる限り早期に処分する」とする特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)及び中期目標の趣旨を踏まえ、本年度は特に共同住宅処分推進委員会を設置し集中的に処分について検討した結果、簿価に近い価格で全棟一括処分を行うことができた。また、「現在の入居者」に十分配慮し、共同住宅毎に売却に関する説明会を開催するとともに、欠席者には戸別に職員が説明に回るなどの対応を行った。

(中期目標)

③ 事業費の抑制

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で5%程度(住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については15%程度)に相当する額を削減する。

(中期計画)

③ 事業費の抑制

事業費について、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で5%以上(住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については15%以上)に相当する額を削減する。

(年度計画)

③ 事業費の抑制

事業費については、事業執行方法の改善等を通じて効率化を促進しコストの縮減等を推進する。

また、住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものについては、業務処理の最盛期に当たるため、当面、集中的な執行を行う。

①年度計画における目標設定の考え方

事業費については、事業執行方法の改善等を通じて効率化を促進し、中期計画の達成を目指して、コスト縮減と予算の効率的な執行等を推進することとした。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

【当該年度における取組み】

事業費については、平成14年度比で約6%増となったものの、住民申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業としては、平成14年度比で約34%を削減した。

【資料1-6】 → ※事業費の予算の削減状況

【資料1-8】 → ※事業費の決算の削減状況

なお、平成17年度は、次のような取り組みを行い、事業費の節減を図った。

- ・ 再開発事業の施設整備においては、民間活力活用型の整備手法によりコスト縮減を図った。
- ・ 福岡の緑地造成事業(2か所)では、測量及び実施設計業務と緑地造成工事の発注に際し、それぞれ2箇所を1件にまとめて包括発注することで事業費の抑制を図った。また、前年度に引き続き、土壌改良において出る残土を造成中央部に築山状にする施工方法に見直すことで、発生する残土量を約60%抑制し、コスト縮減を図った。
- ・ 緑地造成工事の発注に、目標価格制度を導入することにより、大阪事業本部で53%・福岡事業本部で63%に事業費を縮減した。

【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】

引き続き事業費抑制を図り、中期目標を達成するため各事業分野での効率的執行を図ることとする。

③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

事業費については住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行う事業(移転補償事業・民家防音事業)が事務処理の最盛期に当たるため、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で約6%増となったものの、住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については、約34%を削減したところであり、平成19年度末での中期計画の達成を目指し、計画的に事業費の執行を行っているところである。

(中期目標)

④ 一般管理費の抑制

一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で13%程度に相当する額を削減すること。

(中期計画)

④ 一般管理費の抑制

一般管理費について、業務の集約化及び電子化、ペーパーレス化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で13%以上に相当する額を削減する。

(年度計画)

④ 一般管理費の抑制

一般管理費について、業務の集約化及び効率化の推進等により認可法人時の最終年度(平成14年度)比で9%以上に相当する額を削減する。

(年度計画における目標値)

一般管理費の抑制:平成14年度比9%以上の削減

①年度計画における目標値設定の考え方

業務の集約化・効率化の推進等により平成14年度比で9%以上の一般管理費の削減を行うこととした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

一般管理費は、平成14年度予算(1,738百万円)に対し、平成17年度予算(1,372百万円)は約21%の削減となった。

【資料1-7】 → ※一般管理費の予算の削減状況

【資料1-9】 → ※一般管理費の決算の削減状況

【当該項目に関する取組み】

一般管理費の抑制のため、次の取組みを行った。

- ・ 倉庫敷地の返還による地代の削減。(削減額約160万円)
- ・ インターネット回線プランの見直しによる使用料の削減。(削減額約36万円)
- ・ コピー用紙節約のための両面コピー及びミスコピー用紙の再利用推進。
- ・ 供覧文書について、内容により電子媒体による供覧を行うことでペーパーレス化を推進。
- ・ プロパー職員の退職による後補充を行わないほか、職員の若返りにより人件費を抑制。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成17年度は、平成16年度末に撤去した大阪国際空港事業本部分室に係る国有地返還により、国有財産一時使用料について年額約160万円削減したところであるが、今後とも計画的に機構の事務室等の借り上げ床面積の削減等を進めていくこととしている。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 業務の質の向上

周辺住民及び関係自治体との意志疎通を図りながら、以下により業務の質を向上させること。

- ① 騒音対策事業及び地域整備事業を一体的・効率的に実施するための体制・制度を構築すること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務の質の向上

業務の質を向上させるため、次の措置を行う。

- ① 業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を設け、年2回以上開催する。

(年度計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1) 業務の質の向上

業務の質を向上させるため、平成17年度において次の措置を実施する。

- ① 業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を年2回開催する。

(年度計画における目標値)

「連絡協議会」の開催：年2回開催

①年度計画における目標値設定の考え方

空港周辺整備機構の円滑な業務の運営を図るため、事業年度の予算及び事業計画に関する事項について協議するため、大阪国際空港事業本部では大阪航空局、大阪府、兵庫県ほか周辺6市(大阪市、豊中市、池田市、伊丹市、川西市、宝塚市)、福岡空港事業本部では大阪航空局、福岡県、福岡市ほか周辺3市2町(春日市、大野城市、太宰府市、粕屋町、志免町)で構成する連絡協議会を年度内に2回開催し、業務の調整及び意見聴取を行うこととした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

大阪国際空港事業本部では、平成17年8月30日及び平成18年3月28日に、福岡空港事業本部では平成17年8月31日及び平成18年3月27日にそれぞれの連絡協議会を開催した。

【当該項目に関する取組み】

〈連絡協議会における審議事項等〉

各事業本部ごとに、次の議題について審議した。

- 平成16事業年度 業務実績について
- 平成17事業年度 事業実施状況について
- 中期計画の変更(案)について
- 平成17事業年度事業実施状況について
- 平成18事業年度 予算概算要求概要について
- 平成18事業年度 年度計画(案)について

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

中村地区整備の移転補償事業に係る予算計上額等についての意見交換、調整等が実施できた。

(中期目標)

- ②職員の資質を向上させること。

(中期計画)

- ② 事業に関する情報の共有化及び職員相互の連帯意識並びに業務に係る専門知識の向上のために弁護士・公認会計士・税理士等の外部講師による職員研修(年3回程度)を実施する。

(年度計画)

- ② 職員の資質の向上
外部講師等(弁護士、公認会計士、税理士を予定)による職員研修を年3回程度実施する。

(年度計画における目標値)

職員研修の開催:年度中に3回程度開催

①年度計画における目標値設定の考え方

事業に関する情報の共有化及び職員相互の連帯意識並びに業務に関する専門知識の向上のため外部講師等による職員研修を年3回実施することとした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

大阪国際空港事業本部で3回、福岡空港事業本部で3回の研修を実施した。

【当該項目に関する取組み】

〈大阪国際空港事業本部〉

- ①新規採用職員研修を実施し、整備機構において事業の基本的内容などについて理解を深めた。
- ②独立行政法人会計基準及び減損会計基準についての研修を実施した。
- ③個人情報保護研修を実施した。

〈福岡空港事業本部〉

- ①新規採用職員研修を実施した。
- ②人権同和研修を実施した。
- ③独立行政法人会計基準及び減損会計基準についての研修を実施した。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし

(中期目標)

- ③ 業務の成果を内部評価すること。

(中期計画)

- ③ 1年サイクルの内部評価制度を導入し、前年度の業務の評価が次年度の目標設定・業務の実施に着実にフィードバックできるようにする。

(年度計画)

- ③ 平成16度の事業及び平成17度上半期の事業について内部評価を実施するため、内部評価委員会を年2回以上開催し、実績等の分析結果を以後の計画策定・業務の実施方法等に反映させる。

(年度計画における目標値)

内部評価委員会の開催:年2回以上開催

①年度計画における目標値設定の考え方

各事業の実績や課題等について分析し、その結果を以後の業務の実施方法等に反映させるため、内部評価委員会を年2回以上開催することとした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

内部評価委員会を3回開催した。

【当該項目に関する取組み】

平成16度の事業については、内部評価委員会を平成17年5月20日・6月17日に開催し、業務実績に対する内部評価・分析等を行った。また、平成17年度上半期の事業に関しても、平成17年11月28日に内部評価委員会を開催し、事業の達成状況と今後の見通しの確認等を行った。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特に、平成17年度上半期の事業については、上半期終了時点で中間評価を行い、当該年度の事業執行状況等を確認することにより、中村地区整備事業等の下半期の業務の実施方法や緑地整備事業等についての次年度以降の計画策定に反映させることができた。

(中期目標)

- ⑤ 国の航空機騒音対策事業及び機構の事業概要について、より一層の広報活動を行うこと。

(中期計画)

⑤ 広報活動の充実

イ ホームページ、パンフレット等の内容を充実させ、独立行政法人評価委員会の評価結果を含めて積極的に各種情報を提供する。

ホームページについてはアクセス数を10%増加させるとともに、書き込み欄への意見を分析する等により、地域住民のニーズを把握する。

ロ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への掲載等の広報活動を行う。

ハ エアフロントオアシスや緑地整備を完了した個所について、成果を周知するため、看板の設置等を行う。

(年度計画)

④ 広報活動の充実

イ ホームページについては、アクセス数の実績を把握しつつ、一般に理解されやすく親しまれるものとなるよう、引き続き公表資料、データ等の内容の充実を図るとともに、地域住民への周知を図るため関係自治体のホームページにリンクを依頼していく。

平成16年度に作成したホームページキッズ版を積極的にアピールすることにより小中学生等への広報活動を行う。

ロ 環境対策における広報活動の充実を図るため、空港等で行うイベントの機会を利用し、パンフレットを配布する。

①年度計画における目標設定の考え方

ホームページの充実とパンフレットの配布による広報活動を積極的に行うことにより、PRを図ることとした。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

【当該年度における取組み】

イ 空港周辺整備機構のホームページをより広く親しみやすくなるように空港周辺を紹介した新規コンテンツを作成するとともに、民家防音事業に係るコンテンツを理解しやすいものにリニューアルした。

また、平成16年度に続いて、関係自治体から機構へのホームページのリンク設定を依頼するとともに、小中学生等への理解を深めるための「キッズ版」や新規コンテンツ「空港周辺を楽しもう」などのホームページの活用について、空港周辺の自治体へ積極的な働きかけを行った。

ロ 福岡空港事務所で平成17年9月に実施された「空の日」の施設見学において、一般の見学者にパンフレット200部を配布するなど、広報活動の充実を図った。

大阪国際空港事業本部においても、空港関係機関が集まる会議や研修の機会にパンフレット166部を配布し、広報活動に努めた。

【資料2-1】 → ※広報活動の状況

【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】

ホームページについては、アクセス数の実績を把握しつつ一般に理解されやすく親しまれるものとなるよう、引き続き公表資料、データ等の内容の充実を図る。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

精力的に広報活動に努めた結果、ホームページのアクセス数は中期計画の目標値を上回る増加率(平成15年度上半期月平均比約11%増)を達成した。

(中期目標)

(2)業務の確実な実施

以下の事項を行うことにより、航空機騒音対策を進めること。

- ① 大阪国際空港及び福岡空港周辺における再開発整備事業については、空港周辺のまちづくりの観点から、関係自治体と連携した事業を実施すること。

(中期計画)

(2)業務の確実な実施

周辺整備基本方針及び中期基本方針で策定された趣旨を踏まえつつ、各事業を進める。

① 再開発整備事業

イ 関係自治体との定期情報交換を行うこと等により、都市計画や地域整備計画と整合する事業を実施する。

ロ 施設の整備にあたっては、仕様等について企業からの提案を取り入れる等により、需要に柔軟・的確に対応する。

ハ 中期目標の期間中に、需要の確実性を把握したうえで、7件の事業を行う。

(年度計画)

(2)業務の確実な実施

① 再開発整備事業

イ 関係自治体と情報交換を継続的に行い、都市計画や地域整備計画との整合を図りながら、施設整備を実施する。

ロ 施設整備にあたっては、企業からの提案を積極的に取り入れるとともに、建設コスト抑制に努め、空港周辺地域及び施設利用者にとって利便性の高い施設整備を図る。

ハ 平成17年度中に2件の整備を実施する。

(年度計画における目標値)

再開発整備事業：2件の整備

①年度計画における目標値設定の考え方

再開発整備事業を確実に実施するため、以下に留意して目標及び目標値を設定した。

イ 空港周辺地域における住民の生活環境の改善及び適正な土地利用の実現を図るため、関係自治体と綿密な連絡調整又は協議を行い、都市計画や地域整備計画と整合する事業を実施する。

ロ 借受希望者からの施設利用計画、建設(整備)計画、予定貸付料等について十分協議を行い、施設利用者等にとって利便性の高い施設整備を図る。

ハ 国と協議の上借受可能な国有地を選定し、周辺地域のニーズに沿った施設整備を実施する。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

ハ 再開発整備事業： 7件の整備

大阪国際空港事業本部 … 6件

福岡空港事業本部 … 1件

【資料2-2】 → ※再開発整備事業の実績件数

【当該項目に関する取組み】

〈大阪国際空港事業本部〉

- イ 地元自治会からの要望に対する対応策の検討や開発指導等(県、市)については、関係機関との連絡調整会議や情報交換を積極的に実施した。
- ロ 施設の整備に当たっては、借受希望者のニーズを的確に把握し、昨年度に引き続き民間活力活用型の整備手法により、建設費の抑制に努めた。
- ハ 伊丹市森本7丁目(2,694.13 m² 倉庫兼事務所)ほか5件を整備し、うち5件については平成17年度中に貸付を開始した。



平成17年度整備した倉庫兼事務所(伊丹市森本7丁目)

〈福岡空港事業本部〉

- イ 福岡空港周辺整備計画調査委員会及び大井地区再開発整備事業(第2期)誘致連絡協議会等において、関係自治体との情報交換を継続的に実施した。
- ロ 施設整備については、民間活力活用型の整備手法を導入し、借受希望者の提案を積極的に取り入れることにより整備経費の縮減を図るとともに、空港周辺地域及び施設利用者にとって利便性の高い施設となるよう借受内定者とも調整・協議を行った。
- ハ 福岡市東区社領3丁目(1,414 m² 駐車場)を整備し、平成17年12月から貸付を開始した。また、整備中の福岡市博多区大井2丁目(大井地区再開発整備事業第2期 11,804 m² 物販施設)については、平成18年度に整備を完了し、貸付を開始することとした。



平成17年度整備した駐車場(福岡市東区社領3丁目)

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

既に中期計画における目標の7件を達成しているところであるが、今年度は年度計画を上回る7件を整備し、機構の収益確保に大きく寄与した。

(中期目標)

- ② 大阪国際空港及び福岡空港周辺における民家防音工事補助事業については、事務処理の期間を短縮すること。

(中期計画)

② 民家防音事業

工事の積算方法や審査方法の見直し、事務の効率化・簡素化に取り組み、交付申請から交付額の確定までの期間を15%短縮する。

なお、工事は特定時期に集中することなく計画性を持って実施する。

(年度計画)

② 民家防音事業

再更新工事の計画台数が平成16年度に比して大幅な増加となるものの、事業の円滑な実施及び住民サービスの向上(手続きの軽減)を図るため、更なる事務の効率化及び簡素化を行うことにより、交付申請から交付額の確定までの期間について、平成14年度実績に比して15%短縮する。

(年度計画における目標値)

民家防音事業の交付申請から交付額確定までの期間:平成14年度比15%短縮

①年度計画における目標値設定の考え方

故障調査及び積算審査の効率化により事業期間の短縮に努め、住民サービスの向上及び業務内容の効率化を図ることとした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

大阪国際空港事業本部においては、交付申請から交付額確定までの期間を平成14年度実績に対し、約13.3%の短縮をした。

福岡空港事業本部においては、交付申請から交付額確定までの期間を平成14年度実績に対し、平成16年度に引き続き約20%短縮を維持した。

【資料2-3】 → ※民家防音工事の処理期間

【資料2-4】 → ※民家防音工事の事業実績

【当該項目に関する取組み】

大阪・福岡両事業本部において、故障調査、積算審査等の簡素化・効率化により、すでに平成15年度、16年度に交付申請から交付額の確定までの期間を計画どおり短縮したところであるが、更に各業務項目を再検討し、両事業本部で協議のうえ、審査事務等の簡素化を行った。

福岡空港事業本部においては、民家防音事業の各工程の処理期限日を書き込んだ年間スケジュール表を課内に掲示、目標達成を職員の共通認識とし、期間短縮に向け取り組んだ。

③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

「空気調和機器設計指針」・「故障判定等調査業務委託報告書作成マニュアル」の改正及び故障調査ファイルの審査業務における作業手順を変更するなど期間の短縮に努めたが、平成17年度の機能回復等の台数は対前年比約2倍の事業量となったため、平成14年実績に比して13%の短縮に留まった。

平成18年度は、早期発注並びに発注回数を増やし、発注1回当たりの件数を減らすなどの取り組みを行うことにより期間短縮に努める。

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

①「住宅騒音防止工事实施要領」・「運用方針」の改訂

住宅騒音防止工事の実施要領及び運用方針は平成10年に改訂し、事業を実施してきた、その後の制度改正や標準仕様書の改訂等、大阪府、兵庫県で生じていた取り扱い基準等の相違があったため、これを精査し「住宅騒音防止工事实施要領」・「運用方針」を改訂し、住宅騒音防止工事補助金交付事務の円滑かつ効率化を図ることとした。

②住宅騒音防止対策事業に係る「空気調和機器更新工事検査実施細則(大阪・福岡機構共通)」並びに「機能回復工事検査マニュアル」の作成

従来、住宅騒音防止対策事業に係る機能回復工事については、事業量増大に伴い事務の簡素化を図るため、平成16年11月から概ね1割を目途に現地での確認検査を行うこととし、これ以外は完成図書による書類確認検査を行うこととした。

このことにより、完了確認検査に於ける基準の均一化を図る必要性から、「住宅騒音防止対策事業完了検査実施要領」に基づき、「空気調和機器更新工事検査実施細則」並びに「機能回復工事検査マニュアル」を作成した。

③ホームページ上の民家防音事業内容説明の見直し

空港周辺整備機構のホームページ更新の際に、民家防音事業について、利用者が容易に理解し得るよう画面構成から語彙に至る見直しを行った。

このことにより、民家防音事業助成制度の理解が深まり、申請者からの問い合わせ業務の縮減を図ることとした。

④住宅地図情報システムの有効活用

福岡空港事業本部においては、民家防音事業を円滑に推進するため、未実施工事対象家屋及び工事済み家屋を把握するため、平成15年度に住宅地図情報システムを導入したところ

であり、平成17年度も、当該システムを有効活用することにより、住民からの問い合わせにも短時間で回答することができた。

(中期目標)

- ③ 大阪国際空港及び福岡空港周辺における建物等の移転補償及び土地の買入れにおける補償申請から補償金若しくは土地代金の支払いまでの期間については、処理の迅速化によりこれを短縮させること。

(中期計画)

③ 移転補償事業

事務処理の迅速化を図り、移転補償及び土地の買入れについては申請から代金の支払いまでの期間を15%短縮する。

(年度計画)

③ 移転補償事業

移転補償及び土地の買入れの申請から代金の支払いまでの期間については、引き続き物件調査等を効率的に行うことにより、平成14年度実績に比して15%短縮することに努める。

また、処理期間の遅延の要因ともなっている権利関係の解消や境界確認等の手続きに関して、申請・相談時に指導を徹底し、円滑な事務処理を図る。

(年度計画における目標値)

移転補償事業の申請から代金支払いまでの期間:平成14年度比15%短縮

①年度計画における目標値設定の考え方

移転補償及び土地の買入れの申請から代金支払いまでの期間については、引き続き物件調査等を効率的に行うことにより、平成14年度実績に比して15%短縮することに努めることとした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

<大阪国際空港事業本部>

なし

〈福岡空港事業本部〉

申請から代金支払いまでの期間については、前年度同様、持越物件の処理が多かったため、期間の短縮は出来なかった。

【資料2-5】 → ※移転補償事業の処理期間

【当該項目に関する取組み】

〈大阪国際空港事業本部〉

申請がなされた場合は即座に物件調査や土地測量に着手できるように、法務局における事前調査等を行うとともに、予定者の状況把握に努めた。

〈福岡空港事業本部〉

平成17年度は過去最も多い予算措置を受け、平成16年度の面積に比べ約2倍の物件処理に鋭意取り組んだ。

その中で多くの問題(隣接地の相続未登記、隣接地との境界紛争、隣接者の所在不明、申請地の抵当権抹消)を抱える物件があり、これらを解決するために積極的に指導、助言を行った。

さらに、水利権や囲繞地通行権、隣接地構造物件等の越境問題が有る場合は、現地立ち会いや関係する官庁との対応には必要に応じ機構職員が実地に立ち会い、申請者を援助した。

③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

〈福岡空港事業本部〉

申請から代金支払いまでの期間については、前年度と同様に持越物件が多数あることに加えて境界問題(隣接地の相続未登記、境界紛争、隣接者の所在不明)や申請地の抵当権抹消に時間がかかったことから、目標達成に至らなかった。

平成17年度は過去最も多い予算措置を受け平成16年度の面積に比べ約2倍の物件の処理に取り組み、持ち越し物件の処理が大幅に進捗し、平成18年度においても鋭意持ち越し物件の処理を進めているところであり、平成19年度において計画達成を目標に努力しているところである。

また、平成17年度以降の申請受付物件については、受付前に隣接地関係の問題を解決するよう指導を徹底しており、期間短縮が図られる見込みである。

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

〈福岡空港事業本部〉

平成11年度から平成14年度までの間、多数の移転補償申請があり、各年度毎の予算枠では処理することができず、次年度以降に持ち越しせざるを得ない状況であった。

平成17年度は過去最も多い予算措置を受けたことと、境界問題や申請地の抵当権抹消などについて、助言、指導を行うなど持ち越し物件の処理に鋭意取り組んだ結果、持越物件の処理が大幅に推進した。

○申請、持越件数等の推移

年 度	持越残件数	申請件数	契約実績件数 ()は執行額
14年度	74件	71件	34件 (4,300百万円)
15年度	111件	39件	41件 (3,870百万円)
16年度	109件	18件	37件 (3,925百万円)
17年度	90件	22件	44件 (7,435百万円)

※平成17年度末時点の持越残件数 56件 ※取り下げ12件

○平成18年度

執行予定件数・……………49件

(中期目標)

- ④ 大阪国際空港周辺における伊丹市中村地区整備に係る移転補償については、着実に推進すること。

(中期計画)

- ④ 中村地区の移転補償事業
 - 中村地区に係る移転補償事業については、下記により実施する。
 - イ 中村地区整備協議会(幹事会)と意見、情報交換を行い整備を進める。
 - ロ 地元自治会と密に連絡情報交換を行い、事務を円滑に進める。
 - ハ 移転補償の事務(補償額の提示)を行うにあたっては住民及び事業者に必要な説明を行う。

(年度計画)

- ④ 中村地区の移転補償事業
 - イ 中村地区整備協議会(幹事会)と意見、情報交換を月に1回程度実施する。
 - ロ 地元自治会との連絡情報交換を関係自治体とタイアップして実施することで住民の意向把握に努める。
 - ハ 移転補償事務を行うにあたり住民及び事業者に必要な説明を行うとともに、電話等の照会に対しても適切に対応する。

(年度計画における目標値)

中村地区整備協議会(幹事会)の開催 :毎月1回開催



中村地区の航空写真(平成17年3月撮影)

①年度計画における目標値設定の考え方

伊丹市中村地区整備に係る移転補償を着実に推進するため、関係者間との連携を密にするとともに住民等への理解を深めるための作業を目標とした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

イ 中村地区整備協議会(幹事会)において毎月1回意見、情報交換した。

【当該項目に関する取組み】

ロ 地元自治会と関係機関が行う連絡情報交換の会議に積極的に参加し、地区住民の意向把握に努めた。

ハ 住民等からの移転に関する照会に対しては、担当職員が自宅に直接出向き説明に当たるなどして理解と協力を求めた。

また、地区住民の集団移転を進めるため、平成16年度に調査が実施できなかった4棟の建物調査を行うとともに、早期移転希望者に対して精力的に交渉したところ、14世帯(20棟)が転出した。

さらに、中村地区事業者の円滑なる移転を図るため、機構の働きかけにより、国・伊丹市・機構の3者からなる移転先用地整備推進部会を平成17年2月に設置し、平成17年度中に会合を20回程度開いた。

その結果、事業者との間で移転先用地の提供についての基本合意に達した。

【資料2-6】 → ※中村地区の移転補償事業

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

すべての補償対象物件について建物等調査を終了し、地区外への移転を希望する者に対し、物件の移転を働きかけ、事業推進に努めた。

○中村地区の物件数及び世帯数(平成18年3月31日現在)

建物 153棟 117世帯 44事業所

(中期目標)

- ⑤ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、平成14年に策定した周辺整備基本方針及び中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。

(中期計画)

- ⑤ 大阪国際空港周辺の緑地整備

大阪国際空港周辺の都市計画緑地の用地取得等については、国・地元自治体等との協力体制を強化し、着実に実施する。

- イ 利用緑地及び緩衝緑地第1期事業分は、概成に向けて推進する。
- ロ 緩衝緑地第2期事業分については、平成19年度までに都市計画事業承認・認可を取得できるよう国・地元自治体等と調整する。

(年度計画)

- ⑤大阪国際空港周辺の緑地整備

- イ 利用緑地、緩衝緑地第1期事業の用地取得については、未買収地約2.6ha(利用緑地残0.4ha、緩衝緑地第1期残約2.2ha)のうち約0.6haを買収し、用地取得進捗率を約94%とする。

また、買収済みの土地約0.7haについて造成・植栽を実施する。

- ロ 緩衝緑地第2期事業分については、利用緑地及び緩衝緑地第1期事業の進捗状況を踏まえつつ、都市計画事業承認・認可について国・地元自治体等と引き続き調整する。

(年度計画における目標値)

利用緑地、緩衝緑地第1期事業の用地買収:約0.6ha(進捗率94%)
造成・植栽の実施:約0.7ha

①年度計画における目標値設定の考え方

豊中都市計画緑地の事業推進を図るため、用地の取得及び造成植栽工事を着実に実施することとした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

- イ 利用緑地、緩衝緑地第1期事業の用地買収:約0.4ha(進捗率93%)
造成・植栽の実施:約0.85ha

【資料2-7】 → ※大阪国際空港周辺緑地整備事業用地取得状況(大阪府側)

【資料2-8】 → ※平成17年度緑地造成事業整備概要(大阪)

【当該項目に関する取組み】

利用緑地、緩衝緑地第1期区域内の地権者及び借家人等に対し個々の要望(移転先等)を出来るだけ詳細に把握し、精力的な対応により事業の進捗を図った結果、利用緑地、緩衝緑地第1期事業について約0.4haの用地取得を行った。

また、造成・植栽工事は平成15年度に実施した大阪国際空港周辺緑地事業調査をもとに工事費の削減を図りつつ、緩衝緑地の目標値を上回る約0.85haを整備した。

緩衝緑地第2期事業分の都市計画事業承認・認可の取得について、第1期事業分の進捗を踏まえ、大阪国際空港周辺緑地整備推進協議会を通じて国・自治体等との調整を行った。



平成17年度整備した緩衝緑地(豊中市勝部地区)

③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

数件の契約交渉が年度を持ち越したことに伴い実績値が目標に達しなかった。また、事業進捗率が93%を超え、個々に事情を抱える難航物件が残っている中、国有代替地の汚染土壌の改良に要する期間が長期化していることが、機構の事業進捗に大きく影響を及ぼしている。

平成18年度においては例年より厳しい予算状況ではあるが、個々の土地権利者等が用地買収等に協力して頂けるよう努めていきたい。

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

緩衝緑地第Ⅱ期分については、大阪国際空港周辺緑地整備推進協議会において、今後は、地域の状況を踏まえた適切な都市計画事業承認・認可の取得時期も含めた中長期的な観点からの議論がなされることとされている。

(中期目標)

- ⑥ 福岡空港周辺における緑地帯の整備については、平成14年に策定した周辺整備基本方針及び中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。

(中期計画)

⑥ 福岡空港周辺の緑地整備

福岡空港周辺の緑地整備を推進する。

イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備を推進する。

ロ 空港南側の一定範囲については、平成19年度までに都市計画事業承認・認可を取得できるよう国・地元自治体等と調整する。

(年度計画)

⑥ 福岡空港周辺の緑地整備

イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備等の推進を図る。買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を実施する。

ロ 空港南側の一定範囲については、都市計画事業承認・認可について国・地元自治体等と引き続き調整する。

(年度計画における目標値)

造成・植栽の実施:約0.4ha

①年度計画における目標値設定の考え方

空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備を図る。また、空港南側の一定範囲については、都市計画事業承認・認可を取得できるよう国、地方自治体等と調整・協議することとした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

造成・植栽の実施:約0.4ha

【資料2-9】 → 緑地造成事業 整備概要(福岡)

【当該項目に関する取組み】

イ 造成・植栽については、空港北側地区(福岡市東区社領2丁目、3丁目)において、コスト削減を図りつつ地元住民等の要望も踏まえ、緑地(約0.4ha)の整備を行った。

ロ 都市計画事業に関しては、国、福岡県、福岡市及び空港周辺整備機構で構成する福岡空港周辺整備計画調査委員会等の中で、計画区域の現況の土地利用状況等について検討を行うとともに、事業内容、事業承認・認可取得の手続き等の進め方について協議を行った。



平成17年度に整備した緩衝緑地(福岡市東区社領2丁目)

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし

(中期目標)

(3) 空港と周辺地域の共生

空港と周辺地域の共生に資するための措置を講ずること。

(中期計画)

(3) 空港と周辺地域の共生

国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。

- イ 周辺地域活性化促進協議会等を通じ啓発活動を積極的に実施する。
- ロ 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。
- ハ 校外学習の一環としての義務教育機関からの環境学習の受け入れ等を推進する。

(年度計画)

(3) 空港と周辺地域の共生

空港周辺地域の緑地整備を推進するなど国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。

- イ 周辺地域活性化促進協議会等を通じ環境関係の講演を行うことにより啓発活動を実施する。
- ロ 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。
- ハ 校外学習の一環としての義務教育機関からの環境学習の受け入れ等を推進するため、引き続き関係自治体の教育委員会を通じて、周辺の学校に働きかける。

①年度計画における目標設定の考え方

国土交通省主催のエコエアポート構想に協力するほか、大阪・福岡空港において小中学校等
の見学・校外学習の受け入れを行う等、空港周辺地域の生活環境改善の一翼を担う空港周辺整
備機構の啓発活動を引き続き行うこととした。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降への見通し

【当該年度における取組み】

イ 3月23日に開催された大阪国際空港の周辺地域活性化協議会を借りて、機構が行っている環境対策事業の講演を実施した。

ロ ①8月25日に豊田工業高等学校の郊外学習により環境都市工学科の学生1名を受け入れ、空港周辺の環境対策について説明し、騒音斉合施設の見学を実施した。

②11月16日に仙台空港周辺まちづくり協議会の研修を受け入れた。

③11月18日に国土交通省主催の環境対策担当者研修施設見学において騒音斉合施設の説明を行った。

④11月24日に大阪産業大学の学生に対し、空港周辺環境対策についての講義を行った。

ハ 校外学習の受け入れについて、空港周辺の小中学校に対して教育委員会を通して、環境学習の受け入れ等について働きかけを行った。

【資料2-1】 → 広報活動の状況

【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】

引き続き国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するとともに、環境関係の啓発活動を実施する。また、見学・校外学習の受入推進を働きかける。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし

4. 財務内容の改善に関する事項

(中期目標)

4. 財務内容の改善に関する事項

財務内容の改善を図るため、欠損金を3割圧縮するほか、未収金の大幅な圧縮など、適切な措置を講じること。

(中期計画)

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算 別紙のとおり

(2) 収支計画 別紙のとおり

(3) 資金計画 別紙のとおり

欠損金を30%圧縮する。
未収家賃を40%圧縮する。

(年度計画)

3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画

- (1) 予算 別紙のとおり
- (2) 収支計画 別紙のとおり
- (3) 資金計画 別紙のとおり

総利益を計上することにより、欠損金の着実な圧縮を図る。

未収家賃を回収するため、債務者及び連帯保証人に対する督促、戸別訪問、民事訴訟手続き等を積極的に実施する。

①年度計画における目標設定の考え方

中期計画を達成するために必要な、予算・収支計画及び資金計画を策定した。

また、未収家賃の圧縮を図るため、債務者又は連帯保証人への積極的な回収を実施することとした。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降への見通し

【当該年度における取組み】

予算、収支計画及び資金計画は、経費の効率的運用及び抑制を図りつつ、適正に執行した。

欠損金については、着実に圧縮を図っているところであり、独立行政法人化時点(平成15年10月1日)の繰越欠損金1,165百万円は、平成17年度末において827百万円となっており、圧縮率は約29%となった。

また、未収家賃17,324千円は共同住宅全棟売払処分の際して、債権譲渡を行うことにより全額回収することができた。

【資料3-1】 → ※予算・収支計画及び資金計画の年度計画に対する実績額

【中期目標達成に向けた次年度以降への見通し】

今後も予算、収支計画及び資金計画の適正な執行に努力する。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし

(中期計画)

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。

(年度計画)

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。

①年度計画における目標値設定の考え方

予見しがたい事故等による資金不足に対応するため、短期借入金の限度額を1,400百万円とした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

該当事項なし

(中期計画)

5. 重要な財産の処分等に関する計画

該当なし

(年度計画)

5. 重要な財産の処分等に関する計画

該当なし

①年度計画における目標値設定の考え方

該当事項なし

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

該当事項なし

(中期計画)

6. 剰余金の使途

該当なし

(年度計画)

6. 剰余金の使途

該当なし

①年度計画における目標値設定の考え方

該当事項なし

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

該当事項なし

5. その他業務運営に関する重要事項

(中期目標)

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

業務運営を効率化し、計画的に人員の抑制を図ること。

(中期計画)

7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

① 方針

イ 定年退職者の補充にあたっては原則として業務の進捗に応じ削減する。

ロ 国・府・県・市からの出向者については若返りを図り、人件費を抑制する。

(年度計画)

7. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

① 方針

国・府・県・市からの出向者については平均して若返りを図り、人件費抑制につながる人事異動計画が策定されるよう引き続き要望すると共に、事前の調整・協議を充分に行う。

①年度計画における目標設定の考え方

空港周辺整備機構は、大阪国際空港事業本部のプロパー職員(7名)を除き、国、府、県、市の出向者で構成されているため、各関係機関の人事異動計画の策定に際し、機構の実情及び人事方針を説明することにより、職員の若返り及び人件費の抑制を図ることとした。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降への見通し

【当該年度における取組み】

平成18年度の異動計画に当たり、平成17年9月～平成18年1月にかけて国・府・県・市に対

し若い人材の派遣要請を行うとともに、機構内部における業務に見合った円滑な人事配置等を実施すべく、派遣協定の見直し等について協議を行った。

また、人件費の抑制を図るべく定年退職者の後補充を行わないことにした。

【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】

人件費抑制を図るため、課長代理級以下を重点に若返りを図るとの方針のもと、派遣元に更なる協力を求めていく。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成17年度の異動者について前任者との比較を行った場合、次のような改善がなされた。

○平均年齢 46.3歳 → 40.9歳(△5.4歳)

○平均俸給月額 451,497円 → 382,318円(△15.3%)

また、若返りや人員抑制等により、人件費は平成14年度に比べ約21.6%の削減となった。

【資料1-2】 → ※出身別・階級別の職員数及び平均年齢

【資料1-3】 → ※異動者の年齢・俸給月額の変動

(中期計画)

② 人事に関する指標

独立行政法人への移行時において、組織及び職員数の見直しを行い、平成15年4月時点に比して、12名削減する。

さらに、中期目標期間中に計画的に人員を抑制する。

(年度計画)

② 人事に関する指標

中期計画期間中に抑制する人員の見通しを確立し、国・府・県・市からの出向者について、派遣元との協議を行う。

①年度計画における目標設定の考え方

独立行政法人は、組織の効率化・活性化が求められており、事業を進める上で組織体制のスリム化を図ることとした。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降への見通し

【当該年度における取組み】

組織のあり方を検討するとともに、中期計画期間中に抑制する人員の見通しについて、国・府・県・市など派遣元との協議を行った。

また、独立行政法人における総人件費改革の取り組みに対して、現中期計画期間において平成17年度比で概ね2%の削減計画を策定した。

【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】

中期計画期間中に抑制する職員数については、既に目標数である12名を削減したところであるが、更なる効率的・効果的な事務・事業を実施すべく、また、事務・事業量に見合った要員配置を行うため、国・府・県・市からの出向者の人事ローテーション等考慮したうえで、派遣元との協議を行い、人事異動計画を策定することとした。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし